

# 令和3年度健診希望調査を行いますー健診を年に一度受けましょうー

●お問い合わせ 住民課 保健福祉センター ☎76-3802  
☎76-3838

19歳以上の全町民を対象に令和3年度の健診受診希望調査を行います。今年度の健診は完全予約制です。巡回健診（町での健診）を受ける場合は調査票の提出をもって予約完了となります。また、受診者数把握のため受診を希望しない方も提出のご協力をお願いいたします。

## 1 健診受診希望調査票を提出してください

- 調査票は3月17日発送区長文書（または直送）で、全世帯に配布しています。
- 行政区で検診日を割り当て、あらかじめ印字していますが変更可能です。  
※提出後、電話で検診項目や受診日の変更は可能です。

**調査票の提出期限 4月9日(金)まで**

## 2 受診券が届きます

- 40～74歳の国民健康保険加入者、75歳以上の後期高齢者の方は受診券がご自宅に届きます。39歳以下の方の受診券はありません。  
※社会保険に加入されている者は医療保険者から案内があります。

## 3 予約をします

- ★巡回健診の乳房超音波検査(39歳以下対象)と託児は別途予約が必要です。  
➡詳しくは、下記の「巡回健診」の注意事項をご確認ください。
- ★施設健診を希望する方は、健診施設に直接、電話予約してください。  
大分県厚生連健康管理センター ☎0977-23-7112
- ★個別健診（医療機関で受ける場合）の対象医療機関については、  
役場住民課 ☎76-3802 までお問い合わせください。  
※個別健診は40歳～74歳の国保加入者と75歳以上の後期高齢者の方が対象



## 4 希望調査票で「受ける」と回答した方には、大腸がん検査容器等の検診セットがご自宅に届きます

## 5 健診を受けます

- 健診時の混雑を避けるため、問診票の事前記入をお願いします

健診前日までに保健福祉センターへ、検診セットを取りにお越しください

### 巡回健診の注意事項

- ★39歳以下の方対象の乳房超音波検査（エコー）は先着30名です。超音波検査がある日は限られていますので予約優先です。保健福祉センターまで電話か来所にて、1週間前までにご予約ください。
- ★託児（乳房超音波検査と同日）は保健福祉センターまで電話か来所にて、2週間前までにご予約ください。
- ★11月2日（火）は車いすのまま胸部レントゲン検診車に入ることができるリフト車の日です。介助が必要な方は事前に保健福祉センターまでご相談ください。

巡回健診の日程（乳房超音波検査・託児のある日）や内容は希望調査票に同封のチラシをご覧ください

## 児童手当の各種届出は、出生や転入から 15 日以内に！

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎76-3828

児童手当は、次世代の社会を担う子どもたちの成長を社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を養育する方を対象に支給されます。

▶ 支給対象 中学校修了までの児童を養育している方

▶ 支給額（1人当たり月額）

| 児童の年齢      | 児童手当の額                    | ※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給 |
|------------|---------------------------|---------------------------------------------------|
| 3歳未満       | 一律 15,000 円               |                                                   |
| 3歳以上小学生修了前 | 10,000 円（第3子以降は 15,000 円） |                                                   |
| 中学生        | 一律 10,000 円               |                                                   |

▶ 届出が必要な場合

Check!



- ☐ 子どもが生まれたとき
- ☐ 他の市町村から転入したとき、他の市町村へ転出したとき
- ☐ 公務員になったとき、公務員でなくなったとき
- ☐ 新たに児童を養育するようになったとき、児童を養育しなくなったとき
- ☐ その他家庭状況に変更があったとき（詳しくはお問い合わせください）



- ▶ 注意事項
- 必要な届出は事由発生日の翌日から数えて15日以内にしてください。届出がない場合や遅れた場合、手当を受給できない月が発生する場合があります。
  - 認定を受けたあと、引き続き児童手当を受け取るためには、毎年6月に現況届の提出が必要です。

## 国民健康保険の保険証が変わります

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802

令和3年3月よりオンライン資格確認が開始されることに伴い、保険証の記号・番号を個人単位化することから、新たに発行される保険証に2桁の枝番が印字されることになります。

### 何が変わるの？

- 保険証の記号番号に2桁の枝番が付きます。
- 枝番は同一世帯の国保被保険者でそれぞれ異なります。

### いつから変わるの？

- 他の健康保険の資格を喪失した時や九重町に転入した時に届出をして、役場の窓口で国民健康保険証を受け取る時（令和3年4月1日から）
- 年に一度の更新の時（令和3年8月1日）  
※更新までは今の保険証が使えます。

### なぜ変わるの？

- 令和3年3月下旬から始まる、「オンライン資格確認システム」に対応するためです。
- 「オンライン資格確認システム」は医療機関や薬局の窓口でマイナンバーカードや保険証を使って健康保険の資格確認やマイナンバーカードを用いて本人の同意を得られれば特定健診結果、薬剤情報（令和3年10月から）を閲覧できるシステムです。  
※マイナンバーカードを保険証として利用するには、健康保険証利用の申し込みが必要です。

新たに枝番が印字されます

#### 大分県国民健康保険被保険者証

有効期限 令和 4年 7月31日

記号番号 1 2 3 4 5 6 7 8 **枝番 1 2**  
 氏名 国保 太郎  
 生年月日 平成 元年 5月10日  
 適用開始年月日 令和 3年 8月 1日  
 交付年月日 令和 3年 8月 1日  
 世帯主氏名 国保 太郎  
 住所 大分県玖珠郡九重町大字後野上8番地の1

保険者番号 4 4 0 4 6 1 交付者名 九重町

公印

表面（イメージ）

# 町営住宅等の入居者を募集します

●お問い合わせ 建設課 ☎76-3811

## 町営住宅

### 恵良住宅

**住 所** 九重町大字松木 5353 番地の 1

**募集戸数** 一般世帯向け 2 戸 (3LDK)

**そ の 他** IH クッキングヒーター (20A 据置タイプ) が必要。

**住宅使用料等** 住宅使用料は所得によって決定。駐車場使用料 1,000 円/月



### 豊後中村住宅

**住 所** 九重町大字右田 687 番地

**募集戸数** 一般向け 2 戸 (3LDK)

**そ の 他** IH クッキングヒーター (20A 据置タイプ) が必要。

**住宅使用料等** 住宅使用料は所得によって決定。駐車場使用料 1,000 円/月



### 松岡台住宅

**住 所** 九重町大字右田 3150 番地

**募集戸数** 一般向け 1 戸 (3LDK)

**住宅使用料等** 住宅使用料は所得によって決定。駐車場使用料 1,000 円/月 (1 台分)



## 地域優良賃貸住宅

### 奥野住宅

**住 所** 九重町大字右田 2022 番地の 1

**募集戸数** 新婚・子育て世帯向け 1 戸 (3LDK)

**そ の 他** オール電化住宅。IH クッキングヒーター (20A 据置タイプ) が必要。

**住宅使用料等** 基本住宅使用料 78,000 円/月、駐車場使用料 1,000 円/月 (1 台分)

**基本減額** 次のいずれかの条件を満たす方は、基本住宅使用料について、28,000円/月を減額。

(1) 入居時点において新婚世帯で、かつ、入居日から 5 年を超えていない世帯又は妊娠している者がいる世帯。(2) 入居時点において子育て世帯又は新婚世帯で、かつ、同居の子が規則で定める学校に在学しており、18歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を迎えていない世帯。



## 定住促進住宅

### 北代住宅

**住 所** 九重町大字恵良 436 番地の 2

**募集戸数** 新婚・子育て世帯向け 2 戸 (3LDK)

**住宅使用料等** 基本住宅使用料 55,000 円/月、駐車場使用料 2,000 円/月

**基本減額** 次のいずれかの条件を満たす方は、基本住宅使用料について、5,000円/月を減額。

(1) 入居時点において新婚世帯で、かつ、入居日から 5 年を超えていない世帯。(2) 入居時点において子育て世帯または新婚世帯で、かつ、同居の子が規則で定める学校に在学し、18歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を迎えていない世帯。

**特別減額** 次の条件を満たす方は、対象の子 1 人につき、5,000円/月を減額。

・入居時点において子育て世帯または新婚世帯で、かつ、同居の子が規則で定める学校に在学し、18歳に達する日以後最初の 3 月 31 日を迎えていない子が 2 人以上の世帯。



## 申込みについて

**募集期間**：令和 3 年 3 月 17 日 (水) ~ 3 月 31 日 (水) 午後 5 時まで

- 入居予定日：令和 3 年 5 月 1 日 (土) から
- 敷金 (入居時住宅使用料の 3 月分) を入居手続きの際に納入が必要です。
- 入居後、共益費が必要です。
- 申込みには、所得制限等の要件があります。応募が多数の場合は抽選会を行います。
- 申込書は、建設課 (役場 2 階) に用意しています。また、九重町ホームページからもダウンロードできます。
- 町営住宅の使用制限措置に基づき、暴力団関係者と判明した場合は、入居できません。



▲九重町 HP

## 令和3年度は「評価替え」の年です

●お問い合わせ 税務課 ☎76-3803



### 評価替えとは？

土地の価格は変動し、家屋は年数が経過すれば価値が下がります。

その動きを3年ごとに見直す制度が「評価替え」といいます。具体的には、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づいて価格を見直すこととなっており、令和3年度がこの「評価替え」を行い、価格を見直す基準年度となります。

町には公用地を含め約7万9千筆の土地と、約1万3千棟の家屋があります。固定資産税は町税の中で約6割を占めており、町の重要な財源となっている税金の一つです。

#### ▶ 土地について

土地の評価は宅地、田、畑、山林などの地目ごとに定められた評価方法に基づき、価格を算定しています。



#### ▶ 家屋について

家屋の評価は再建築価格（今、建てたとしたら、建築費はいくらになるか）を求め、その家屋の経過年数に応じた減価を考慮して算定しています。



## 令和3年度固定資産税価格等縦覧帳簿の縦覧について

●お問い合わせ 税務課 ☎76-3803

「土地価格等縦覧帳簿」及び「家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧することで、納税者が自己の土地・家屋の評価額と他の土地・家屋の評価額とを比較することができます。

ただし、この目的（納税者が自己の土地・家屋の評価額と他の土地・家屋の評価額との比較により適正かどうかを判断すること）以外の縦覧はできません。また、償却資産はこの縦覧の対象外です。

※この帳簿は縦覧のために作成されたもので、所有者情報は記載されていません

#### 縦覧できる方

固定資産税（土地・家屋）の納税者

（納税者の同居親族で納税者から委任を受けた人及び納税者の代理人として委任状等を提示できる人等を含む）※令和3年1月2日以降に所有者となった方は縦覧できません。

#### 縦覧期間

令和3年4月1日から令和3年5月31日まで（土・日曜日及び祝祭日を除く）

#### 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

#### 縦覧場所

税務課（九重町役場1階）

#### 必要なもの

運転免許証などの本人確認書類、代理人の場合は委任状

▶ 土地の納税者は土地の縦覧帳簿、家屋の納税者は家屋の縦覧帳簿、両資産の納税者は土地・家屋両方の縦覧帳簿の縦覧ができます。

**注意** 資産の所有者であっても納税者でなければ縦覧できません。

▶ 自己の固定資産課税台帳の内容等について知りたい方は「閲覧」で確認することができます。

## ここのえ学園 6年生集合学習（中学校体験入学）の取り組みについて

●お問い合わせ 九重町教育委員会 教育振興課 ☎76-3834

6年生集合学習は、中1ギャップをなくし中学校入学後の不安や心配の解消になるよう、例年6月に4回実施していました。他にも合同修学旅行・社会見学・体験入学を実施してきました。今年度は修学旅行を県内へと変更し、10月に実施しました。また、2月に中学校体験入学を実施しましたが、それ以外の取り組みはコロナ禍のため実施できませんでした。

中学校体験入学については、バスや教室での密を避け消毒などの対策をとった上で2月4日（木）に開催しました。

### 2月4日の中学校体験入学

6小学校の6年生71名は修学旅行以来の顔合わせとなりました。

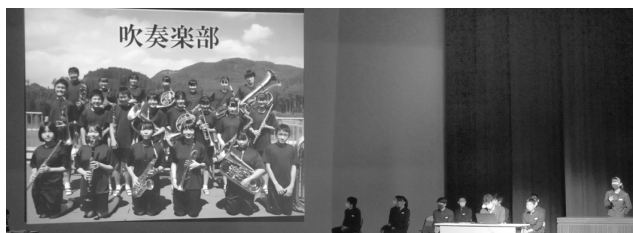
最初に九重文化センターで中学校校長による歓迎の言葉、中学校生徒会執行部による学校紹介・生徒会活動紹介、各部活動の部長による部活動紹介を行いました。

#### 全大会の様子



生徒会長の佐藤成汰朗さんが学校紹介

#### 各部活動紹介



### 数学体験授業の様子

全体会終了後、ここのえ緑陽中学校に移動して、数学体験授業を3クラスに分けて行いました。確率の問題で少し難しい問題でしたが、子どもたちは一生懸命に取り組んでいました。



グループ1 井上先生



グループ2 日野先生



グループ3 穴井先生

体験入学を通して、中学校に入学する自分の姿が思い描けたのではないかと思います。

さらに中学校生活の疑問を解消するために、6年生から質問を募集して、中学生に「ここのえ夢テレビ」で答えてもらう『せんぱ〜い、教えてー!』を放映中です。4週間続けて（3/13〜4/9）の企画ですので、ぜひご家族でご覧ください。



## 放課後児童クラブ支援員を募集しています！

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎76-3828

町内5か所の放課後児童クラブで、現在約170名の児童が放課後を過ごしています。そのうち3か所の放課後児童クラブで、放課後児童支援員等として活動していただける方を募集しています。

### 放課後児童支援員等について

▶ **役割** 保護者が就労等のため昼間家庭にいない小学生たちが、放課後に友だちと遊んだり、宿題をしながら過ごす児童クラブで、心身ともに健やかに育っていくような様々なお世話をします。

▶ **募集要件** 児童の健全育成に熱意があり、室内外での遊び等の活動・指導が可能な方。  
年齢・性別は問いません。

**支援員** 放課後児童支援員認定資格研修を修了した方、保育士、社会福祉士、幼稚園教諭、小・中・高等学校教諭免許等の資格をお持ちの方、高等学校卒業者で2年以上放課後児童クラブ等に従事した方

**補助員** 学歴・資格・経験の有無は問いません

▶ **勤務時間**

- ・交代制勤務
- ・平日（月～金）：放課後～午後6時
- ・土曜日、長期休業中（夏・冬・春休み）：午前8時～午後6時

▶ **申込み・お問い合わせ等**

| 放課後児童クラブ | 実施場所                           | 連絡先（専用携帯電話）<br>※平日 午後3時～午後6時 | 募集人数           | 時給                  |
|----------|--------------------------------|------------------------------|----------------|---------------------|
| 野上地区     | 旧木の葉保育園内(3月まで)<br>野上小学校内(4月から) | 090-5747-3169                | 若干名            | 900円<br>～<br>1,000円 |
| 野矢坂上地区   | 野矢坂上公民館内                       | 080-1538-8069                |                |                     |
| 飯田地区     | 飯田小学校内                         | 080-1533-6439                | 若干名<br>(支援員のみ) |                     |

※申込み・お問い合わせは、各児童クラブまたは子育て支援課へお問い合わせください。具体的な勤務時間については、各児童クラブでご相談ください。



## 3月は自殺対策強化月間です

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

こころの病や健康問題など様々な要因が重なり自殺で亡くなってしまう方が多い3月を自殺対策強化月間としています。こころの病は自身が気づいていない場合もあります。

悩みやストレスがいつまでも解消しない、家族や友人の様子がおかしいなど異変を感じたら相談窓口へ相談しましょう。



### ●主な相談窓口（いずれも相談無料）

| 相談窓口 | こころの電話                   | 大分いのちの電話       | よりそいホットライン           |
|------|--------------------------|----------------|----------------------|
| 相談内容 | 精神保健をめぐる様々な問題、悩み         | 様々な不安や悩み、心配ごと  | 暮らしの中で困っていること、気持ちや悩み |
| 電話番号 | ☎ 097-542-0878           | ☎ 097-536-4343 | ☎ 0120-279-338       |
| 受付時間 | 午前9時～正午、<br>午後1時～4時（月～金） | 24時間           | 24時間〔通話無料〕           |

## シリーズ「権利擁護」② 成年後見制度について

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

シリーズで権利擁護についてお知らせしています。今回は、「成年後見制度」についてです。

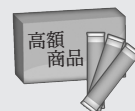
### 1 成年後見制度とは？

成年後見制度とは、判断能力が不十分なために、自身の財産を侵害されたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面での支援を行なうことができるようつくられた制度です。



こんな時に制度の利用ができます

- 1 最近、物忘れが激しく認知症が疑われた。一人暮らしであるため、今後がとても不安です。
- 2 認知症の母の不動産を売却して、(母の) 老人ホームの入所費用にあてたいと考えています。
- 3 夫に先立たれてしまい一人で過ごすことになり、今後がとても不安がある。夫が残してくれたアパートの経営や、将来お世話になるかもしれない老人ホームの入所手続きなど、自分が判断できなくなったときのことを考えるととても心配です。
- 4 年金生活の一人暮らしのお年寄りが、訪問販売で必要もない高額な商品を買ってしまい困る。



### 2 支援の内容は2種類あります

判断能力がしっかりしている方

〔任意後見制度〕

- 将来に備えて、判断能力のあるうちに「支援してくれる人(任意後見人)」と「支援内容」を決めておき、判断能力が低下したときに保護・支援してもらう制度です。



判断能力が衰えてきた方

〔法定後見制度〕

- 判断能力の衰えてきた(衰えた)方に代わって、契約や財産管理を行う人(成年後見人など)を家庭裁判所が選任し、本人を保護・支援する制度です。



成年後見制度に関する相談  
及びお問い合わせ窓口

健康福祉課(役場1階)

- 福祉グループ ☎76-3821
- 地域包括支援センター ☎76-3863



障がいのある方々が災害から身を守るためには、本人の準備だけではなく、家族や地域住民などの周囲の人たちの支援が欠かせません。

障がいのある方々や周囲の支援者が、少なくとも「これはおさえておきたい」という事前の防災知識や災害支援のポイントを紹介します。今回は知的障がいのある方についてです。

### 知的障がいについて

知的障がいは「知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義されています。外見からわかりにくいことが多く、早口や複雑な会話の理解ができなかったり、読み書きや計算が苦手な方がいます。

#### ●普段や災害時に気を付けること

- ☐ 家族だけでなく、地域の人にも障がいを理解してもらいましょう。  
また、日頃から防災・避難訓練に参加していきましょう。
- ☐ 災害の時は誰もが不安になるものです。パニックにならないよう、落ち着いて行動しましょう。



#### ●支援者がサポートするときのポイント

- ☐ 恐怖や不安からパニック状態に陥ってる場合があります。まずは優しく声をかけて、気持ちを落ち着かせるよう促しましょう。
- ☐ 災害状況の説明や避難を促すときは、「ゆっくり・丁寧に・繰り返し」を心掛けて、焦らず穏やかに話しましょう。

国民年金は、20歳以上であれば学生も加入しなければなりません。しかし、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

**所得のめやす** 118万円＋（扶養親族などの数×38万円）



### 国民年金保険料学生納付特例の申請について

- 学生納付特例制度により、令和2年度に保険料納付を猶予されている方で、令和3年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。
- 同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送いただくことにより、令和3年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要）
- 令和3年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。お手数料をおかけしますが、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

## マイナンバーカード交付について

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802

平日の業務時間内に『マイナンバーカード』の申請（新たに申請する方のみ）及び交付に來られない方のために、交付窓口を開設いたします。ぜひご利用ください。

### マイナンバーカード交付窓口開設日

●ところ 住民課（役場1階）

●とき

| 日 程                 | 時 間               |
|---------------------|-------------------|
| 4月 6日（火）<br>22日（木）  | 午後5時<br>～<br>午後7時 |
| 5月 11日（火）<br>27日（木） |                   |
| 6月 8日（火）<br>24日（木）  |                   |

※システムの保守作業等で日程が変更になる場合がありますので、希望される方は事前にご確認をお願いいたします。

## 第66回九重町成人式

●お問い合わせ 総務課 ☎76-3800

新型コロナウイルス感染症の状況をふまえ、延期しておりました「第66回九重町成人式」を下記のとおり開催いたします。

### 第66回九重町成人式

●とき 令和3年5月3日（月）  
午前10時開会

●ところ 九重文化センター

●対象者 平成12年4月2日～平成13年4月1日までに出生の方



## 本人通知制度の登録窓口について

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802

本人通知制度は、自身の住民票や戸籍を第三者が取得した際に通知する制度であり、証明書類の不正取得の抑制や不正請求の早期発見につながります。

多くの皆様の登録をお願いします。

本人通知制度の登録窓口が増えました！

### 登録できるところ

- ・役場住民課窓口
- ・九重町隣保館
- ・九重文化センター
- ・各地区公民館

※役場住民課窓口以外は本人による登録のみの対応

### 本人通知制度申請に持参していただくもの

本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）をご持参ください。

## チャレンジ教室スタッフ募集

●お問い合わせ 中央公民館 ☎76-3888

各地区公民館では、小学生を対象として、「チャレンジ教室」を開催しています。

活動内容の計画・提案や、活動当日の運営を主導・支援していただける方を募集しています。

●活動日時  
毎週水曜日の午後3時～午後5時  
5月～翌年3月の学校出校日

●募集要件  
特にありませんが、児童の健全育成に熱意がある方。

●謝礼金額  
1時間あたり790円～1,100円

●申込み・お問い合わせ  
中央公民館（☎76-3888）